尼崎市教育委員会 4月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

平成31年4月22日 午後4時8分~午後5時19分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等 教 育 長 松本 틸 教育長職務代理者 濱 田 英 世 委 員 仲 島 正教 委 員 礒 田 雅司 委 員 德 山 育 弘

3 出席した事務局職員等

教 育 次 長 白 畑 優 教 育 次 長 北 垣 裕 之 事務局参与 能島裕介 理部 長 梅山耕一郎 橋本謙二 施設担当部長 学校教育部長 高 橋 利 浩 学校教育部次長 宮原 久 弥 教育総合センター所長 平山直樹 社会教育部長 博 之 安田 企画管理課長 章 仁 中島 施設整備担当課長 玉木博恵 幼稚園·高校企画推進担当課長 北川貴宏 スポーツ推進課長 苅 田 昭 憲

日程第1 議事録の承認

日程第2 議 事

- (1) 報告第2号 旧若草中学校解体工事請負契約の変更契約について
- (2) 議案第35号 尼崎市教育委員会電子計算機処理に係るデータ保護管理規程の一部を改正する訓令について
- (3) 議案第36号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について
- (4) 議案第37号 尼崎市スポーツ推進審議会委員の解嘱について
- (5) 議案第38号 尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

日程第3 協議・報告事項

(1) 尼崎市スポーツ推進審議会への諮問について

日程第4 教育長の報告と委員協議・

午後4時8分、教育長は開会を宣した。

松本教育長

本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。

日程第2「議事」の「報告第2号 旧若草中学校解体工事請負契約の変更契約について」は、会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員

異議なし

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「報告第2号」は、会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算 その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するた め、公開しないことと決しました。

また、日程第2「議事」の「議案第36号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について」、「議案第37号 尼崎市スポーツ推進審議会委員の解嘱について」、及び「議案第38号 尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、個人情報にまで踏み込んで審議することとなりますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員

異議なし

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第36号」、「議案第37号」、及び「議案第38号」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不適当であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。

なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と 委員協議」の後に審議することといたします。

それでは、これより日程に入ります。日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。中島 企画管理課長。

企画管理課長

3月臨時会及び定例会の議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしくお願いいたします。

松本教育長

報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

松本教育長

質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。 3月臨時会及び定例会の議事録を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員

異議なし

松本教育長

意義なしと認めます。よって議事録は、報告のとおり承認することにいたします。

次に、日程第2「議事」の「議案第35号 尼崎市教育委員会電子計算機処理に係るデータ保護管理規程の一部を改正する訓令について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中島 企画管理課長。

企画管理課長

企画管理課長でございます。

それでは、「議案第35号尼崎市教育委員会電子計算機処理に係るデータ保護管理規程の一部を改正する訓令について」ご説明いたします。お手元の資料の 41 ページをお開き願います。議案説明資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、「1 改正理由」といたしまして、平成27年10月に番号制度が導入されて以後、情報セキュリティについて、より厳格な対応が必要となったため、市長部局側が現行の情報セキュリティに関する規程類のうち、尼崎市行政情報資産管理指針と尼崎市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程を平成31年3月31日に廃止し、またそれらを一つにまとめて策定した尼崎市情報セキュリティポリシーが平成31年4月1日から施行されることとなりましたことから、所要の改正を行うものでございます。次に、「2 主な改正内容」でございます。尼崎市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程の廃止に伴いまして、当該規程で規定されているデータ保護管理者の存在そのものがなくなるため、関係する箇所の削除や文言整理等を行うものでございます。実情としましては、市長部局が策定した尼崎市情報セキュリティポリシーは学校園が対象外となっており、現在、教育委員会事務局でICTの環境整備を進めており、一定整備が整うまでの間は、現行の尼崎市教育委員会電子計算機処理に係るデータ保護管理規程の文言整理等で対応するものでございます。

次に、「3 施行期日」でございますが、公布の日としております。

最後に、「4 適用日」でございますが、尼崎市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程が平成31年3月31日に廃止されているため、日付を遡ることになりますが、平成31年4月1日から適用いたします。以上で、「議案第35号 尼崎市教育委員会電子計算機処理に係るデータ保護管理規程の一部を改正する訓令について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員 市長部局とは別々で教育委員会でデータの管理をしていたのか。

企画管理課長 別々に管理しておりました。

濱田委員 新旧対照表はあるのか。

企画管理課長主に削るだけの改正であったため割愛させていただきました。

濱田委員 どんな規程なのかなど内容が見たいので今後は資料に付けるようにしてください。

松本教育長 平たく言うと、市民窓口の課が税に係る課の情報を見たくても見てはいけないこと

や個人情報などの重要な情報を金庫に入れることなど情報管理のルールを決めていて、これまでは市長部局は市長部局で、教育委員会は教育委員会で独自にそのルールを作っていたが、市長部局の職員と教育委員会事務局の職員はかわらないので、今回教育委員会も含めて全体でルールを見直したが、学校園は運用が独自で別なので、学校園用に別途作成し直さなければならないけれども、まだ作れていないので、これまでの規程を改正して運用する、ということでいいですか。

企画管理課長 そのとおりです。

徳山委員
これから学校園での情報管理を見直していかなければならない。

松本教育長 学校園では児童・生徒が PC を使うことになるので、そのあたりの特徴を踏まえたルールを作らなければならない。先生と児童・生徒が使える階層を別にするなどの対応が必要となる。

学校教育部次長 各学校園での情報管理の運用がバラバラになっているので、先生それぞれにパスワードを設定し、アクセスログをとるなど、学校園での情報セキュリティのルール化を図っていきます。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第3 5号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第35号」を原案のとおり可決いたしました。 次に、日程第3「協議・報告事項」に移ります。

「尼崎市スポーツ推進審議会への諮問について」を議題とします。

説明を求めます。苅田 スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長 スポーツ推進課長でございます。それでは、「尼崎市スポーツ推進審議会への諮問について」ご説明申し上げます。お手元の資料の65ページをお開きください。平成27年に策定しました、本市におけるスポーツ推進に関する計画「尼崎市スポーツ推進計画」が、令和元年度末をもって計画期間の満了を迎えることから、スポーツに係る幅広い分野から、次期計画策定について御審議していただくため、尼崎市スポーツ推進審議会に対して諮問を行うものでございます。こちらが、諮問書の文案になっております。

併せて、今後の計画策定に係るスケジュールについてご説明させていただきます。資料の66ページをお開きください。教育委員会に対しましては、太字の部分ですが、本日の「計画策定に係る諮問について」、8月の「中間報告」、そして11月には「計画

素案」を提示させていただきます。その後、パブリックコメントを経まして、3 月の 計画の最終報告である「計画答申」とさせていただいております。

その下でございますが、計画の内容につきましては、スポーツ推進審議会でご審議 いただくことになりますが、論点として主なものを挙げさせていただいております。 まず、「(1) 子どもの体力・運動能力の向上」ですが、尼崎市の子どもは、国や県と比 較して体力・運動能力が低いことから、学校体育と連携し、子どもが外遊びできる場 の提供など、子どもの体力・運動能力の向上を図る必要があると考えております。次 に、「(2) 運動・スポーツ環境の整備」ですが、今後、整備が予定されております地区 体育館と老人福祉センター統合による「健康体育館」の建設、また、社会体育施設の 老朽化が著しいですので、年次的に改修を行うことにより、スポーツ環境の整備を図 っていく必要があると考えます。次に、「(3) スポーツを通じた健康増進」ですが、先 にお配りさせていただきました、市民アンケートの結果からも、スポーツを行う理由 として「健康づくりや体力づくり」の割合が最も高く、また、本市が推し進めている ヘルスアップ戦略事業などと連携を図っていく必要があると考えています。次に、「⑷ 国際スポーツイベントへの参画」ですが、来年の東京オリンピック・パラリンピック、 再来年のワールドマスターズゲームズ関西の開催を控え、これらを契機に、更なる市 民スポーツの普及・振興につなげる必要があることから、挙げさせていただいており ます。最後に、「(5) 運動・スポーツ情報の発信」ですが、尼崎市の運動・スポーツ施 設や事業の認知度がまだまだ低いことから、新たな広報媒体である SNS の活用など、 シティプロモーションの観点から今後の情報発信のあり方について検討してまいりた いと考えております。スポーツ推進審議会では、このような項目について議論してま いりたいと考えております。以上で、「尼崎市スポーツ推進審議会への諮問について」 のご説明を終わらせていただきます。

松本教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 スポーツ推進計画ができると、どこの部分を拘束するのか。

スポーツ推進課長 本市おけるスポーツ推進策の方向性を指し示すものになるので、予算措置したうえ で、実施していくことになります。

徳山委員 教育委員会のみが対象になるのか。

スポーツ推進課長 教育委員会だけではできない部分は市長部局とも連携していくことになります。

松本教育長 行政が自ら作るので、教育委員会は当然これに基づいて事業を行っていかなければ ならないが、どこまで他局の分野について書き込めるのかが問題となり、書き込んだ 以上、それに基づいて進めていかなければならなくなる。

白畑教育次長 総合計画のなかの分野別計画に位置付けられ、その計画に記載されていないと予算 措置が認められないことになります。 徳山委員 この話を聞いていると、市長部局の分野に近い気もするが、スポーツは教育委員会 が所管するのか。

スポーツ推進課長 他市では市長部局が所管しているところもあるが、本市では教育委員会が所管して おります。

松本教育長 まだ論点も決まっておりませんので、スポーツ推進についてご意見があればお聞き します。

仲島委員 ミニバスの指導者の暴言・体罰が圧倒的に多いとの記事を読んだ。社会体育における少年へのスポーツ指導には資格がいらないから暴言・体罰が多い場合があるので、 調査する必要があるのではないか。昔ながらの指導が続いている場合がある。

スポーツ推進課長 管理監督庁ではないので、不祥事の対処については、基本的に各団体に委ねること になるので、指導という形は難しいが、助言ならできると思います。また、対立して いる双方の意見を聴取し、事実確認することや、第三者委員会の設立など適切な対応 を求めることは可能と考えます。

議田委員 学校の中で社会体育におけるスポーツ指導時に暴言や体罰が行われていても、なかなか学校側から声をかけにくい現状がある。こうした部分への対応もそうだが、スポーツ推進委員の動きが見えにくく、学校を活用してスポーツを推進していく意義を考えて、もっと動いていただかなければならないのではないか。

松本教育長 確かにどちらかと言うと、スポーツ推進委員の役割がニュースポーツに向いている 部分がある。

礒田委員 推進委員として、今後このような役割が必要となってくると思う。

松本教育長 体育協会では講習していないのか。

スポーツ推進課長 メンタルヘルスや技能向上のための指導者講習はしている。そのなかでスポーツクラブの指導者にも参加していただいています。スポーツ推進委員につきましては、ニュースポーツや健康づくり的な業務が主になっているのが現状です。

議田委員 今後開かれたスポーツを推進していかなければならないなかで、地域学校協働本部ができ、そのなかでスポーツの窓口はスポーツ推進委員に担っていただかなければならないので、そのようなことの認識のグレードアップを図ってもらいたい。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長

質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。

次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。中島 企 画管理課長。

企画管理課長

企画管理課長でございます。「教育委員会4月定例会報告事項」について、ご報告いたします。お手元の資料、67ページをお開き願います。

まず、総務関係でございます。4月1日に辞令交付式があり、4月4日に教育委員会の始業式がございました。また、4月10日には第1回目の総合教育会議がございました。

次に、学校教育関係でございます。4月8日に琴城分校、及び市立尼崎高等学校、 双星高等学校の入学式が、4月9日に市立小学校、及び琴ノ浦高等学校、あまよう特 別支援学校の入学式が、4月10日に市立中学校の入学式が、4月11日に市立幼稚 園の入園式がございました。

続いて、社会教育関係でございます。 3月28日に尼崎城のオープニングイベントがあり、4月16日に平成31年度地域学校協働推進委員コーディネーター委嘱式がございました。

最後に、5月の主要行事予定表でございます。4月25日及び26日の近畿都市教育長協議会定期総会に教育長が出席します。来年度は尼崎市が開催市となる予定でございます。また、5月9日から14日までアウクスブルク60周年関連事業の一環でアウクスブルクへ教育長が出張されます。教育委員会5月定例会につきましては、5月27日に開催いたします。報告は、以上でございます。

松本教育長 報告内容に質疑はありませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。次に、日程第2「議事」 に移ります。ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

~~~~~~~~~以下 議事の大要は非公開とする~~~~~~~~

松本教育長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。 これをもちまして、尼崎市教育委員会4月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会4月定例会の議事の全部を終了したので、午後5時19分、教育長は閉会を宣 した

尼崎市教育委員会4月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。